

7 監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第1項の規定によりその結果を公表する。

令和7年2月27日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	高 木 勝 利
同	水 町 博 之
同	千々松 英 樹

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び福岡市監査基準第15条第1項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第1号、第3号及び第2項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 財政援助団体監査

(1) 監査の対象事務

各団体の財政援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

① 一般財団法人福岡市職員厚生会（事務監査）

（所管課）総務企画局福利厚生課

② 福岡地域戦略推進協議会（事務監査）

（所管課）総務企画局企画課

③ 有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会（事務監査）

（所管課）経済観光文化局創業支援課

2 出資団体監査

(1) 監査の対象事務

事務監査は各団体の出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行を、工事監査は各団体の工事等を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

① 一般財団法人福岡コンベンションセンター（事務監査・工事監査）

（所管課）経済観光文化局MICE推進課

② 株式会社博多座（事務監査・工事監査）

（所管課）経済観光文化局文化施設課

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 監査の対象事務

各団体の指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

① 木下緑化建設株式会社（事務監査）

（所管課）農林水産局政策企画課

② 九州林産株式会社（事務監査）

（所管課）農林水産局政策企画課

（所管課）住宅都市局運営課

③ ふれあい・よか農園メンテナンスグループ（事務監査）

（所管課）農林水産局政策企画課

④ 東洋緑地建設株式会社（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

⑤ 小山・FM福岡共同事業体（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

⑥ 株式会社環境開発（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

⑦ アオバパークメンテナンスグループ（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

⑧ グループフォース（事務監査）

（所管課）住宅都市局運営課

第3 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

1 財政援助団体監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

2 出資団体監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1から別表2までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

なお、事務監査では、団体ごとに重点事項を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持

管理」及び「委託」に分類し、複数の団体を横断して重点的に監査を実施する事項（重点事項）として「法令遵守」、「契約変更」を設定し監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、「利用者の安全確保のための施設管理」を設定し監査を実施した。

第4 団体の概要及び監査の結果

(財政援助団体監査)

1 一般財団法人福岡市職員厚生会

(1) 団体の概要

- ① 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目8番1号
- ② 設立年月日 昭和28年4月1日
- ③ 設立の目的 福岡市の行政と協力し、会員の福利厚生の充実を図るとともに、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- ④ 事業内容
 - ア 市が行う事務事業の受託
 - イ 会員及び会員の親族に対する共済事業
 - ウ 会員の臨時の支出に対する貸付事業
 - エ 前2号に定めるもののほか、会員の福利厚生に関する事業
 - オ 市民の福祉及び便益に資する事業
 - カ 前各号のほか、設立の目的を達成するために必要な事業

- ⑤ 役員及び職員数 役員20名、評議員8名、職員7名（令和6年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、事業費として、令和5年度に1,561万4,175円の交付金を交付している。なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は7名、兼務は28名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査) 対象期間 令和元年10月から同6年9月まで
実施期間 令和6年9月2日から同年9月5日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 福岡地域戦略推進協議会

(1) 団体の概要

- ① 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号
- ② 設立年月日 平成23年4月13日

③ 設立の目的 本会は、福岡のポテンシャルを活かした国際競争力の強化を通じて、産学官民が一体となり、地域の成長戦略の策定から実施までを一貫して行うことにより、福岡都市圏の持続的な成長を図ることを目的とする。

④ 事業内容 ア 福岡都市圏の地域診断や成長戦略の策定
イ 地域の成長戦略に基づく個別プロジェクトの構築・推進
ウ 活動に対する理解・賛同を得るためのパブリック・リレーションズ

エ その他、本会の目的を達するために必要な活動

⑤ 役員及び職員数 役員19名、職員21名（令和6年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、運営費及び事業費として、令和5年度に4億7,920万870円の負担金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1名で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和元年10月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月9日から同年9月12日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会

(1) 団体の概要

① 主たる事務所の所在地 福岡市中央区大名二丁目6番11号
② 設立年月日 平成31年2月21日
③ 設立の目的 福岡市スタートアップ支援施設運営事業を共同して営むため
④ 事業内容 ア 官民協働型の福岡市スタートアップ支援施設（名称：Fukuoka Growth Next）の運営事業
イ 前号に付帯関連する一切の事業

⑤ 役員及び職員数 役員6名、職員13名（令和6年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、運営費として、令和5年度に8,710万6,000円の負担金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1名で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和元年10月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月17日から同年9月20日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(出資団体監査)

1 一般財団法人福岡コンベンションセンター

(1) 団体の概要

- ① 主たる事務所の所在地 福岡市博多区石城町2番1号
- ② 基本財産 2億円（令和6年6月30日現在）
- ③ 設立年月日 昭和54年10月1日
- ④ 設立の目的 コンベンション施設の利用促進につとめ、地域経済の活性化、学術文化の振興及び国際交流の推進を図り、もって福岡市の国政経済文化都市としての確立を目指すとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
- ⑤ 事業内容 ア 国際・国内会議、内外見本市・展示会並びに文化、スポーツ等各種催物の開催又は開催協力に関する事業
イ コンベンションに係る情報の収集、提供等に関する事業
ウ 前各号の事業の用に供するコンベンション施設の管理及び運営に関する事業
エ その他の目的達成に必要な事業

- ⑥ 役員及び職員数 役員7名、評議員5名、職員43名（令和6年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち1億8,500万円（出捐率92.5%）を出捐している。また、福岡国際センターの整備資金等の元利償還に対する助成として、令和5年度に1億1,695万4,950円の補助金を交付した。
さらに、福岡国際会議場及びマリンメッセ福岡の指定管理者に指定している。
なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は4名、兼務は3名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査) 対象期間 令和3年9月から同6年9月まで
実施期間 令和6年9月24日から同年9月27日まで
- (工事監査) 対象期間 令和3年4月から同6年3月まで
実施期間 令和6年6月27日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則を遵守すべきもの [重点事項]

福岡国際会議場外1ヶ所 Wi-Fi設備更新工事 [No.2]

(契約金額2,841万3,000円)

本工事は福岡国際会議場及び福岡国際センターにおけるWi-Fi設備機器の一部を更新する工事である。

「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」によると、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、受注者はあらかじめ石綿等の使用の有無を調査するとともに、発注者に対して調査結果を書面にて説明しなければならないこととなっている。

しかしながら、本工事においては、建物の外壁に機器を固定する際に外壁を穿孔する作業を行っているにもかかわらず、塗材に対する石綿等の使用の有無を調査していなかった。

今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。

(施設課)

※ [] 内の数字は、「別表1 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※【重点事項】は、今期の工事監査の重点事項である「法令遵守」に係る注意事項であることを示す

2 株式会社博多座

(1) 団体の概要

- ① 主たる事務所の所在地 福岡市博多下川端町2番1号
- ② 資本金 11億2,500万円（令和6年6月30日現在）
- ③ 設立年月日 平成8年7月5日
- ④ 設立の目的 「芸どころ博多」にふさわしい歌舞伎、ミュージカル、芝居などの演目を、常打ちで興行するほか、アジア各国をも視野に入れた演目の上演などにより、豊かな文化生活のご提案に貢献することを目的とする。
- ⑤ 事業内容 ア 演劇の興行
イ 劇場施設の維持・管理
ウ 食堂の経営及び食品、清涼飲料水、酒類、書籍などの販売
エ 演劇に関する情報の提供
オ 前各号に付帯し、または関連する一切の業務
- ⑥ 役員及び社員数 役員16名、社員51名（令和6年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は上記資本金のうち3億円（出資率26.7%）を出資している。

また、博多座の指定管理者であることから、令和5年度に10億7,921万108円の管理料を支出している。

なお、上記役員及び社員数のうち、福岡市職員の派遣及び兼務はそれぞれ2名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年9月から同6年10月まで
実施期間 令和6年9月30日から同年10月3日まで
(工事監査) 対象期間 令和3年4月から同6年3月まで
実施期間 令和6年6月27日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

1 木下緑化建設株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市南区長丘三丁目13番27号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園（花畠園芸公園）

① 所 在 地 福岡市南区大字桧原及び柏原七丁目

② 指 定 期 間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

③ 施 設 概 要 施設内容 常緑果樹展示園、落葉果樹展示園、芝生広場等
公園面積 14.7 ha

④ 設 置 年 月 日 昭和59年11月3日

⑤ 利 用 料 金 制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において9,652万2,000円となってい
る。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同6年10月まで

実施期間 令和6年10月1日から同年10月10日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった

2 九州林産株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市南区野間三丁目7番20号

(2) 監査に係る公の施設

① 今津リフレッシュ農園

ア 所 在 地 福岡市西区今津5685番地

イ 指 定 期 間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

ウ 施設概要 施設内容 体験農園、ふれあい農園、果実採取園、研修室等
施設面積 7.0ha

エ 設置年月日 平成7年8月2日

オ 利用料金制 導入なし

(2) 福岡市公園（西南杜の湖畔公園）

ア 所在地 福岡市城南区七隈六丁目、千隈二丁目及び梅林三丁目

イ 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

ウ 施設概要 施設内容 軟式野球場1面、テニスコート4面、その他の球技場1面、芝生広場、多目的広場、遊具広場、自由広場、その他(管理棟、駐車場棟)

公園面積 12.3ha

エ 設置年月日 平成19年8月9日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において今津リフレッシュ農園4,652万8,000円、福岡市公園（西南杜の湖畔公園）7,370万4,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 今津リフレッシュ農園

対象期間 令和3年4月から同6年10月まで

実施期間 令和6年10月3日から同年10月10日まで

福岡市公園（西南杜の湖畔公園）

対象期間 令和3年4月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月18日から同年9月26日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 ふれあい・よか農園メンテナンスグループ

(1) 主たる事務所の所在地

① 代表団体 株式会社福岡植木 福岡市城南区梅林四丁目11番12号

② 構成団体 三浦造園土木建設株式会社 福岡市東区青葉一丁目19番21号
平井スポーツ建設株式会社 福岡市東区箱崎一丁目35番7号

(2) 監査に係る公の施設

立花寺緑地リフレッシュ農園

① 所在地 福岡市博多区立花寺二丁目9番15号

② 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

③ 施設概要 施設内容 体験農園、クラブハウス、倉庫棟、四季の丘広場、芝生広場、憩いの広場、花園、駐車場等

施設面積 1.7ha

④ 設置年月日 平成15年9月1日

⑤ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において2,879万1,000円となってい
る。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同6年10月まで

実施期間 令和6年10月8日から同年10月10日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 東洋緑地建設株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区板付五丁目11番2号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園（月隈北緑地）

① 所在地 福岡市博多区月隈三丁目及び月隈六丁目

② 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

③ 施設概要 施設内容 パークゴルフ場（18ホール、コース延長712m、練習
ホール1ホール）、その他（管理棟、駐車場等）

公園面積 2.0ha

④ 設置年月日 平成11年8月2日

⑤ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において2,523万2,636円となってい
る。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月3日から同年9月26日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 小山・FM福岡共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

① 代表団体 株式会社小山千緑園 福岡市東区若宮五丁目9番8号

② 構成団体 株式会社エフエム福岡 福岡市中央区清川一丁目9番19号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園（アイランドシティ中央公園）

- ① 所 在 地 福岡市東区香椎照葉三丁目及び香椎照葉四丁目
- ② 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで
- ③ 施 設 概 要 施設内容 体験学習施設「ぐりんぐりん」、雨水を利用した池、多目的広場、国際交流庭園、その他（遊具広場、駐車場等）

公園面積 15.3 ha

- ④ 設 置 年 月 日 平成18年11月27日

- ⑤ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において1億2,287万9,780円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査） 対象期間 令和3年4月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月5日から同年9月26日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

6 株式会社環境開発

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区吉塚六丁目 6番36号

(2) 監査に係る公の施設

① 福岡市公園（小戸公園）

ア 所 在 地 福岡市西区小戸二丁目及び小戸三丁目

イ 指 定 期 間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで

ウ 施 設 概 要 施設内容 多目的球技場1面、多目的広場等

公園面積 17.3ha

エ 設 置 年 月 日 昭和35年3月24日

オ 利用料金制 導入なし

② 福岡市公園（生の松原海岸森林公園）

ア 所 在 地 福岡市西区生の松原一丁目及び生の松原二丁目

イ 指 定 期 間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで

ウ 施 設 概 要 施設内容 松林内の散策園路、芝生広場

公園面積 16.4ha

エ 設 置 年 月 日 平成13年2月26日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において6,849万498円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月10日から同年9月26日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

7 アオバパークメンテナンスグループ

(1) 主たる事務所の所在地

① 代表団体 三浦造園土木建設株式会社 福岡市東区青葉一丁目19番21号

② 構成団体 平井スポーツ建設株式会社 福岡市東区箱崎一丁目35番7号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園（青葉公園）

① 所在地 福岡市東区青葉三丁目及び青葉四丁目

② 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

③ 施設概要 施設内容 テニスコート7面、壁打ちコート1面、土の広場、芝生広場、遊具広場、冒険広場等

公園面積 10.8ha

④ 設置年月日 昭和59年9月3日

⑤ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において3,950万円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月12日から同年9月26日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

8 グループフォース

(1) 主たる事務所の所在地

① 代表団体 マタケ造景株式会社 福岡市東区下原二丁目16番1号

② 構成団体 コウフ・フィールド株式会社 福岡市博多区東那珂二丁目19番25号

株式会社九州総合管理 福岡市城南区七隈七丁目24番22号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園（西部運動公園）

① 所在地 福岡市西区大字飯盛

② 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

③ 施設概要 施設内容 硬式野球場1面、テニスコート10面、壁打ちコート1面、その他の球技場1面、芝生広場、その他（管理棟、有料駐車場、ドッグラン等）

公園面積 11.1ha

④ 設置年月日 昭和54年3月5日

⑤ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和5年度において7,087万450円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同6年9月まで

実施期間 令和6年9月19日から同年9月26日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

別表1

一般財団法人福岡コンベンションセンター 監査を実施した工事等一覧表

No.	工事名	契約金額	工期
1	福岡国際会議場 大規模改修検討業務委託	22,000,000円	令和3年5月18日から 令和4年3月15日まで
2	福岡国際会議場外1ヶ所 Wi-Fi設備更新工事	28,413,000円	令和4年6月9日から 令和5年12月28日まで
3	マリンメッセ福岡A館 施設維持管理業務委託	121,948,200円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
緊急修繕等 5件			

別表2

株式会社博多座 監査を実施した工事等一覧表

No.	工事名	契約金額	工期
1	客席座面入替工事について	48,180,000円	令和5年8月1日から 令和6年3月31日まで
2	博多座（11号機、12号機エレベーター）リニューアル工事	110,000,000円	令和3年5月22日から 令和4年1月31日まで
緊急修繕等 3件			